指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	盛岡市高松公園及び高松多目的広場	所在地	岩手県盛岡市高松一丁目26-1
施設の設置目的・概要	良好な環境の保全を基本に管理を行うものとし、市民に休息、運動、催し等の多様な目的に利用することができる場を提供することにより、市民の健康増進及び交流の促進を図る事。		
建物・設備の概要	高松公園45.62ha　高松公園管理事務所52.187㎡　外灯73基 高松多目的広場5.24ha　高松多目的広場受付事務所60.03㎡　外灯17基	設置年月日	昭和31年10月15日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	株式会社寿広	所管課名	公園みどり課
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日		
指定管理業務の内容	・施設及び設備の維持管理に関すること。 ・草花、樹木等の維持管理に関すること。	指定管理料（千円）	R1　33,646 千円 R2　33,660 千円 R3　35,262 千円 R4　33,623 千円 R5　　千円
制度導入によって目指す施設の姿	維持管理経費の縮減及び利用者の利便性に配慮した施設運営を図る。		

3　評価結果

総合評価	AA	平成3年度	令和2年度	令和元年度	
		AA	AA	AA	

施設所管部の評	管理運営方法の検討		
	指定期間中の導入効果及び課題	園内の清掃、草刈りや樹木管理が適正に行われており、利用者アンケートによる評価も高い水準を維持している。令和元年度から指定管理となった高松多目的広場は利用者調整会議を開いて利用者の平等、利便を図り、当初の予想以上の利用状況となっている。 また当市の公園活性化プランの事業（たかまつ音楽祭、クラフトパークたかまつ、盛岡どんぱ）にも協力的に対応している。 一部利用者から清掃や従業員の対応について苦情があるのが課題である。	
	今後の管理運営方法	■　指定管理者制度　　□　直営	
		理由	・利用者サービスの向上が図られている。 ・直営による場合、次のような課題が生じる。 ◇市が直接雇用する職員の場合，柔軟な勤務シフトが組みにくく効率的な人員の配置が難しい。 よって、上記の現状及び直営としたときに生じる課題を検討した結果、指定管理者制度を導入することが適当と判断する。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　■ 公募　□ 非公募（理由：
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　）
	管理形態	□ 単館管理　■ 一体管理（施設名及び理由：環境学習広場　）
	今後の改善点	
	ホームページの充実や積極的な周知活動等により，利用者の拡大を図る。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は，1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。